

(参考)

玄海原子力発電所2号機第20回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

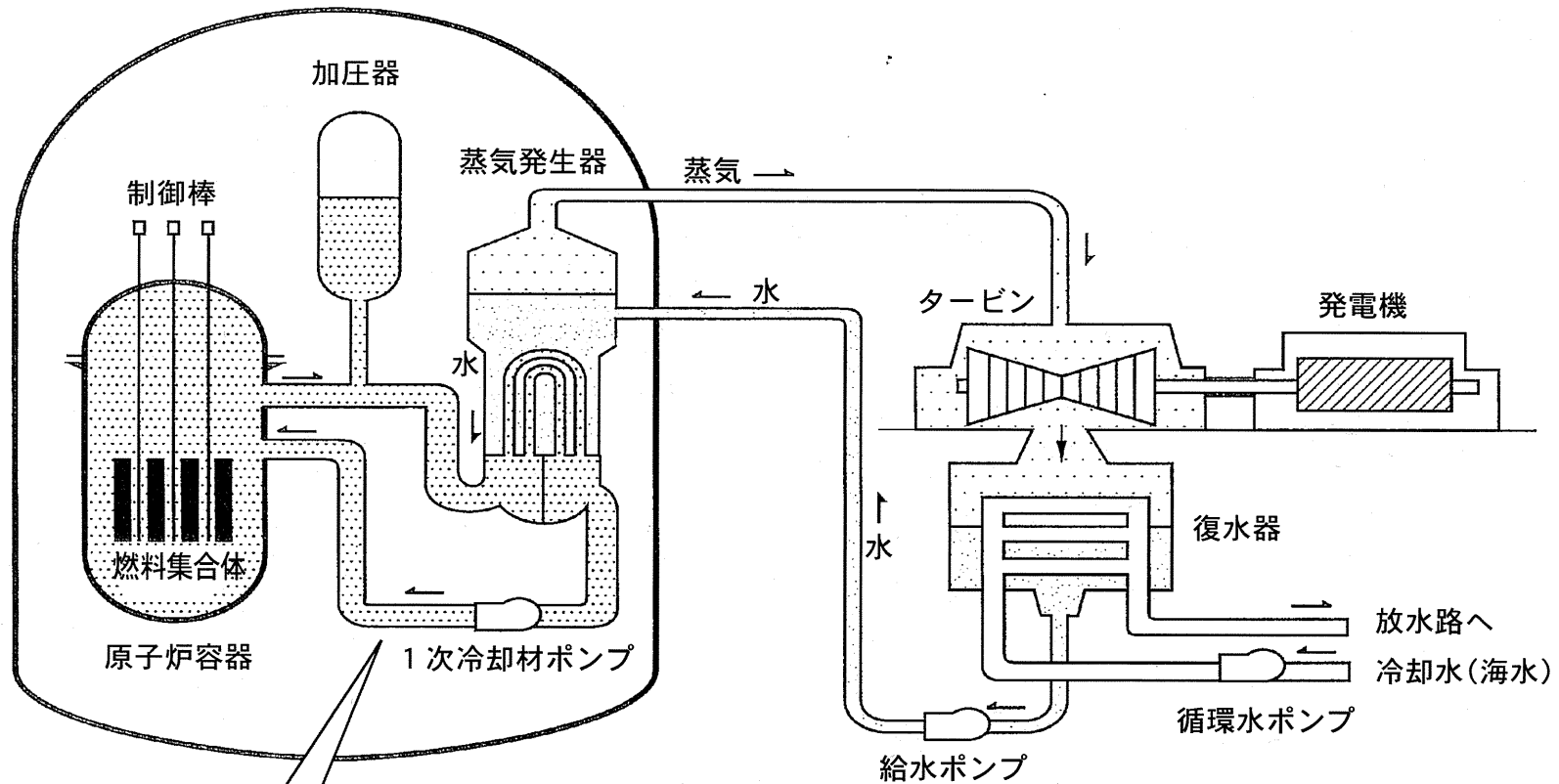
3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- (1) 燃料の取替え

燃料集合体121体の約3分の1を取り替える。

以上

玄海原子力発電所 2号機 概略系統図



1次冷却材中のよう素濃度が通常値より若干増加

(参考)
 ○ 1次冷却材中のよう素濃度
 ・ 制限値： $52,000 \text{ Bq/cm}^3$
 ・ 測定値： $1.2 \sim 2.2 \text{ Bq/cm}^3$
 ・ 通常値： 0.6 Bq/cm^3 程度
 (Bq：ベクレル ⇒ 放射能の強さを表す単位)